

西日本旅客鉄道株式会社公告第9号

旅客営業規則(昭和62年4月西日本旅客鉄道株式会社公告第3号)の一部を次のように改正し、平成20年10月18日から施行する。

平成20年9月10日

西日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長

山崎正夫

第86条第4号を次のように改める。

(4) 京都市内

